

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書			連 事 年	結 業 度	：	：	法人名	(	)
各連結法人における試験研究費の額	1		円		個 別 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1)－(6)			7	円
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2				個 別 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$			8	
特 別 試 験 研 究 費 対 象 割 合 $\frac{\text{別表六の二(五)「3」}}{\text{別表六の二(五)「1」}}$	3			個 別 税 額 控 除 割 合	(8) > 5 % の 場 合 $\frac{9}{100} + ((8) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)			9	
					(8) ≤ 5 % の 場 合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (8)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)			10	
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(五)付表「1」)×(3)	4		円		個 別 税 額 控 除 相 当 額 (5)×((9)又は(10)) ((6)=0の場合は((5)×0.085))			11	円
各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(4)	5				各 連 結 法 人 の 個 別 税 額 控 除 相 当 額 の 合 計 額 (各連結法人の(11)の合計)			12	
各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「10」)	6				試験研究費の総額に係る当期控除額の 個別帰属額 (別表六の二(三)「22」)× $\left[\frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}} \text{又は} \frac{(11)}{(12)} \right]$			13	

別表六の二(三)付表 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（三） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成29年改正前の措置法第68条の9第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

「(8) > 5 % の 場 合
2 $\frac{9}{100} + ((8) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ 9 は、
(小数点以下3位未満切捨て)
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」

連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年

度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。

「試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額
3 (別表六の二(三)「22」) $\times \left[\frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}} \text{又は} \frac{(11)}{(12)} \right]^{13}$ 」

は、連結親法人事業年度が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「 $\frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}$ 又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は $\frac{(11)}{(12)}$ 」を消します。